

「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見（案）」に対する意見

1 金融二社のビジネスモデルについて

今般の郵政民営化法の改正により、「郵便のみならず貯金・保険を含む三事業一体によるユニバーサルサービスが全国あまねく公平に提供することが確保することが、日本郵政株式会社（以下「日本郵政」という。）の責務に課せられることとなった。」ことから、

「株式の完全処分に関しては、金融二社の経営状況や郵政事業に係るユニバーサルサービス責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分することが義務付けられることとされた。」ところである。

少子・高齢化が顕著である山間地域や島しょ地域においては、これまで郵便のみならず貯金・保険を含む三事業一体によるユニバーサルサービスの提供によって、地域社会が営まれてきたと言っても過言ではない。

今後もこうした地域社会を維持してくためには、三事業によるユニバーサルサービスの提供が不可欠であり、こうした公共的な役割を認識し、日本郵政の経営状況の安定化に向けて、今後、早期に金融二社のビジネスモデルを明確にするとともに、新規商品の開発を含め、新規業務を早急に実施すべきと考える。

2 郵便局ネットワークの強みの発揮

郵政民営化委員会では、「利用者利便の向上にあたっては、地域住民の利便の増進に資するため、郵便局ネットワークの強みを発揮した取り組みを行うことが、重要なポイントである。」と指摘している。

山間地域や島しょ地域においては、高齢化率が高く、民営化以前の郵便局ネットワークは、住民の利便性向上や高齢者の安否確認など、こうした地域の命の絆を守るという大きな役割を担ってきた。

こうした郵便局ネットワークの強みの発揮について明記されたことは、評価するものである。しかし、こうした郵便局ネットワークについては、不採算の事業であることから、民営化後は切り捨てられてきたところである。

また、山間地域や島しょ地域においては、都市地域と異なり金融機関間の適正な競争は、存在しないことは言うまでもなく、民間金融機関は、経営効率化を目的に、こうした地域から撤退しているのが、現状である。

こうした中で、日本郵政が経営の安定化のため、支店統合ということになれば、私たちの町村から地域金融機関を失うことに繋がる。

利用者利便の向上という点からは、都市地域の支店統合を優先させるべきで、過疎地域からの撤退は、あってはならないことであると考えている。